

## 翻 訳

戴 裔 焯 著

## 『宋代鈔塩制度研究』(10)

安 蕪 幹 夫

## 第三編 鈔塩制度之縱的研究

## 第一章 交引塩制

一 入中折中與交引塩制積義

二 入中之嚆矢與利用茶塩折博之倡議者

三 解塩之通商與折博

(1)宋初解塩東西南三区之通商制度 (2)陝西州軍入中之優潤則例及紐筭類塩方法

四 東南塩之通商與折博

五 川塩河東塩閩広塩之折博

(1)川塩 (2)河東塩 (3)閩広塩

以上, 広島経済大学「経済研究論集」第18卷第3号

六 折中倉與塩之折博

(1)折中倉建置之倡議者及其建置年代 (2)折中倉之規制及入中支塩則例

## 第二章 引鈔塩制產生存在與時代需要

一 入中制度之来由

以上, 広島経済大学「経済研究論集」第18卷第4号

二 折中制度之来由

三 引鈔塩制產生之歴史因素

## 第三章 范祥鈔塩制

一 范祥鈔塩制產生之条件

二 范祥及其鈔塩制

(1)范祥之略歴 (2)范祥鈔塩制

三 范祥鈔塩制推行之阻力及其推行之效果

以上, 広島経済大学「経済研究論集」第19卷第1号

四 范祥鈔塩制成功条件之分析

第四章 鈔塩制之變遷與頽壞

一 薛向對於解塩之措置

(1)罷州県征收塩課 (2)減沿辺八州軍鬻塩価 (3)改善畦夫待遇減少畦夫数額 (4)作小鈔壳解塩 (5)即永興軍置壳塩場

二 熙寧間鈔法之頽壞

(1)熙寧末鈔法頽壞之概況 (2)熙寧十年之改革 (3)改鈔以後之狀況

三 哲宗時鈔法之概況

(1)確定解塩鈔歳額為二百万緡 (2)陝西沿辺八州軍鬻塩復范祥旧制

以上, 広島経済大学「経済研究論集」第19卷第2号

四 鈔塩制變遷與頽壞之剖析

第五章 鈔塩制及其功能之轉變

一 鈔塩制功能轉變之外觀

以上本号

二 鈔塩制轉變之因素

三 崇寧初措置鈔法之講議司

附都省講議司提挙詳定參詳官姓名表

四 崇寧大觀間之鈔塩制

(1)蔡京改鈔法之嚆矢 (2)買鈔所之設置與換鈔法 (3)崇寧大觀間之貼納對帶循環法 (4)蔡京崇寧間對於鈔法之其他措置 (5)大觀末之改革

五 政和宣和間之鈔塩制

六 鈔塩制屢變之效果與影響

第六章 南宋鈔塩制度之推广

一 南宋国用與鈔塩制關係之概観

(1)南宋国用匱乏之一斑 (2)鈔塩制對於南宋財政上所負之任務

二 淮浙塩鈔法之粉更

(1)淮浙塩鈔制之屢更 (2)倉場支塩制度之罷復 (3)淮浙塩之加饒

三 閩塩鈔制之推行及其罷止

(1)福建鈔塩制與鈔塩錢 (2)鈔法再行於福建及其罷止原因之剖析

四 兩広客鈔官般之起仆

(1)兩広塩官売通商之経過 (2)広西客鈔官般屢罷屢復理由之探討

#### 五 趙開蜀塩引制

(1)趙開及其引塩法 (2)趙開引法之功效及其流弊

#### 第七章 結論

- 一 鈔塩制與官般官売制對於宋代財政上所負任務之比較觀
- 二 鈔塩制之發展與時代需要之關係
- 三 從鈔塩制研究所得之制度觀

なお翻訳するにあたって、前回迄と同様に今後も著者の見解を正確に伝える必要から、著者が引用している「漢籍からの引用文」は、そのままのものを掲載する。また今回も素訳を戴いた沙鄭軍氏に感謝申し上げたい。

#### 四 鈔塩制の変遷と崩壊の分析

吾々は范祥死後の解塩鈔法の大略の情況について既に明解にし、崩壊及び改革情況についても既にその概要を得た。ただ吾々の目的は、専らその経過情況を明解にすることにあるのではなく、探究したいものは、その動的な方面に特に重点を置き、范祥の鈔法は良いのであるが、なぜ長く久しく維持できなかつたのか？なぜ改革しなければならなかつたのか？吾々はその経過情況を明解にし、これらの問題に関しては当然その一部分を理解すべきである。しかし全部の理解を欲すれば、則ちこのような簡単なものではなく、吾々は必ず当代の社会背景及び各方面の關係を明解にしなければならない。

旧史家の見解は、大体みな政を行うには人が在り、その人が存在すれば則ち政は挙がり、その人が亡くなれば則ち政はやめられると考えられていた。鈔塩制度が能く効果を取めたのは、范祥の才能によるところ大と認めることができる。確かに范祥は創制の才能があり、能く現実を把握でき、かつまた時代の需要によって創制はこの種の目的に適應していた。この方面について、吾々は政を為すに人を得て、その後この種の結果を得たことは認めるが、しかし遂行するに当たっては、創制の初めは難しいが、已に成功している法を守って、また歩き、また走れば則ち難しくない。ただ

范祥の良好な鈔塩制が差し当たりあるのに、なぜ常規によって実施できないのか？なぜ改変しなければならないのか？吾々は制度そのものの中味が、所謂良いのか良くないのかという疑問を発するのを免れない。換言すれば、制度自身が所謂良いのか良くないのか、その社会の需要に適應しているのかどうかを見なければならぬ。制度は能く一時の需要に適應できるが、必ずしもそれが永久に世々代々適應できるものでもない。時が移り世が変われば、以前の所謂良い政策が必ずしも良いものではなく、改変しなければならなくなる。著者は范祥の鈔塩制に対してもまたこのような観点をを用いる。

吾々がまず最初に明白にしなければならないのは、社会現象は動態的であるということである。すなわち制度は時代に従って轉移し、その需要もまた異なる。ひとたび成って全く変わらない制度は、各時代の変化する需要に適應することができず、従って必ずその制度というものは時代の需要に従って発展し、然る後にその効果をはっきりと見てとることができる。范祥の鈔塩制が良いのは、宋の仁宗の慶曆8年以後の社会に適應していることである。すなわち、その時は丁度宋と西夏の講和の後で双方の国力は疲弊し、正に休養、鋭気を養い、辺境も安んずべき時であった。沿辺の宋兵は或いはその数額を減少し、或いは内地に就食して芻糧の需要の費用は大きくなく、その供給は調節することができた。解塩鈔法と辺防は根本的には密接な関係にあり、仁宗の慶曆5年（1054）に（李）元昊が宋の冊命を受けてから、英宗の治平2年（1065）に至るまでの20年間は、陝西辺境では大体平穩であったと言える。この期間に塩政を主宰した范祥・薛向は、社会環境を通して有利な条件が提供され、この有利な条件を利用しての措置は少しばかり適切であり、勿論良好な結果を得た。

北宋の英宗の治平3年（1066）以後に当たって、夏人は旧態が現れかけて、『宋史』13英宗本紀によれば、この年宋は、即ち夏国が和約に違反して屢々辺境を侵していることを責めている。神宗即位以後に至って、宋と夏との間に大規模な衝突が再び起こり、とくに熙寧3年（1070）は激しか

った。これより以後、ずっと宋の徽宗の崇寧年間に至るまで戦いの無い年は全くなかった。その為に沿辺では警戒をする期間があり、求められる糧草は平時に比較すれば大きくなった。この種の情況の下では、当時の需要に<sup>(25)</sup> 応副するために、塩鈔がおのずから多く出されることは免れ得ない。従って吾々は、その結果をもって制度が良いのか、或いは良くないのかを論ずべきでなく、良くないことを引き起こした原因を探究すべきで、その良くないことを引き起こした各方面の関係を探究しなければならない。すなわち、制度が良いのか良くないのかというのは、単にひとり制度自身の内容を観察するだけでなく、この種の制度が存在した当時の環境を観察しなければならない。要するに、この種の制度が変遷した必然的な趨勢を明解にしなければならないのである。

大体これについて言えば、鈔塩制の変遷と崩壊は、辺事の緊張と芻糧の需要量が巨大になったことによってやむなく塩鈔を多く出さざるを得ず、鈔が多く出れば供給と需要のバランスが悪くなって鈔価が賤しくなり、これが一般的な情況であった。しかし一層探究を加えれば、その原因はまだこれだけに止まらない。范祥の鈔法の崩壊を考えると、薛向が解塩を制置した時に已にその兆しが見えていた。薛向の在任時の解塩は、ただ糧草の糶買に応副するのみではなかった。『宋史』328薛向伝によれば、薛向は当時陝西・原・渭州で場を置いて馬を買っており、買い上げる馬の数は一年で10,000頭であって、この10,000頭の馬の代価の支出は塩から出していた。昭陵が復土して錢糧50万貫石を用いても三司は供給できず、薛向はまた不足の数を挙げて献じ、厚陵の工事費もまた同様に献納して、これらの錢糧もまた塩から取った。民間の売塩の数には常額があるのに、一方では辺境で急があって鈔は既に多く出され、またその上に買馬、陵寢の費用が増され、みな塩からこれらの資金を取れば、則ち塩鈔の出はどうして濫発にならないであろうか。しかもその濫発は一朝一夕にして為されたものでなく、

(25) 詳見『宋史』15及16神宗本紀又卷17・18哲宗本紀・宋夏衝突之事、瑣瑣不欲転録。

その発生は次第にして、薛向がその発端を開き、熙寧末に至ってその極に至った。その崩壊はすなわち徐々に重ねられ、必然的な趨勢であった。鈔は既に濫発され、しかも価格が賤しくなるに及んで、熙寧10年に皮公弼等はやむを得ず徹底的な整理をし、旧鈔を収買して別に新鈔を出し、旧鈔で請出したところの塩は貼納の法を行った。これは民の生活に影響はあるが、ただし一種の必然的な措置である。皮公弼本人は、司馬光の評論によれば、一人貪しい狡猾な人物であるが<sup>(26)</sup>、当時の措置はまたこの様にしなければならなかったようである。

鈔法の変遷と辺患との関係を説明したい為に、特に范祥以後の解塩鈔の歳額と陝西沿辺とに關係する大事を表に列して対比して次の様に示す。

朝代	年代	始定解塩鈔歳額 (以糶為單位)	沿 辺 大 事
仁宗	嘉祐 中	1,663,400 (宋会要食貨24元祐元年 10月6日戸部奏,同書食 貨23の9謂旧額一年塩鈔 酌中出一百六十六万,蓋 拳其大數)	自嘉祐3年范祥復起為制置解塩使 始,至嘉祐8年,陝西辺境晏安無 事。
英宗	治平 元年		元年11月乙亥科陝西戸三丁之一刺 為義勇軍,凡十三万八千四百六十 五人,各賜錢二千,諫官司馬光累 上疏諫之,不允。
	二年		2年8月丙辰陝西置壯城兵。
	三年		是歲遣使以違約數寇責夏國,諒詐 獻方物謝罪。 (以上宋史13英宗本紀)
	四年	2,300,000 (宋会要食貨23の9)	

(26) 按司馬光『司馬文正公伝』家集33有言皮公弼筭子謂「窃見尚書都官員外郎皮公弼為吏之処,以貪饕致富,資性狡猾,善為進取,在京師則造請不倦,在外則書啓相尋」。又言皮公弼第2筭子亦云「其貪汚詔偽,則罕有其比」,則皮公弼本為一小人。

神宗	熙寧 元年	元年 8 月乙卯賜河東及郵延路轉運司空名誥勅，募民入粟實邊。 12 月庚戌賜夏國主秉常詔，許納塞門，安遠二砦歸其綏州。
	二年	2 年 3 月戊子秉常上誓表納塞門，安遠二砦，乞綏州，詔許之。 10 月城綏州，命郭逵選將置守具，逵遣趙高交夏人所納安遠，塞門二砦，就定地界，夏人渝初盟，高請城綏州，不以易二砦，因改名綏德城。 (以上宋史14神宗本紀)
	三年	3 年 8 月己卯，夏人犯大順城。 是月慶州巡檢姚兕敗夏人於荔原堡，鈐轄郭慶，都監高敏死之。 10 月辛酉，詔延州毋納夏使。 11 月甲辰夏人寇大順城，都監燕達等繫走之。 12 月庚午夏人寇鎮戎軍三川砦，巡檢趙普伏兵邀擊敗之。
	四年	4 年正月己丑，种諤襲夏兵於囉兀北，大敗之，遂城囉兀，自是夏人日衆兵為，報復計。 3 月丁亥，夏人陷撫寧堡。 4 月壬戌遣環慶都鈐轄并贊以兵屯邠濕河中以備西夏。 9 月庚子，夏人入貢。
	六年	6 年 2 月辛卯夏人寇秦州都巡檢劉惟吉敗之。 6 年11月26日，詔三司於永興・秦鳳等兩路每年封樁解鹽錢內，借鈔計百萬緡付秦鳳等路轉運司市計置熙河糧草，仍許詳酌邊儲隨緩急處增損三司所定鈔價錢。 27日詔濕原路年例外，益以塩鈔錢二十萬緡，付經略司市糧草封樁。 (宋会要食貨39の24)

八年	2,200,000 (宋会要食貨23の9)	8年4月癸卯以宣徽北院使張方平判永興軍，分秦鳳路兵為四將。 5月甲子分環慶兵為四將。 7月戊子分濕原兵為五將。
九年		9年11月己卯包順等破鬼章兵於多移谷，壬午，鬼章寇岷州，知州種諤等敗之鉄城。 (以上宋史15神宗本紀)
十年		10年11月15日三司言陝西以今歲秋田倍豐，物斛至賤，今欲乞更支借錢六十萬貫，分給兩路宋時糴買仍令三司就近印抄給付從之。 (宋会要食貨39の27)
元豐 元年	2,300,000 (内永興軍府等路八五二，〇五〇，秦鳳等路一，四四七，九五〇。又總歲額二百三十萬緡内，三十萬緡買馬二百万緡糴買糧草，見宋会要食貨物23の9)	元年8月5日三司借明年解塩鈔五十萬緡付陝西路都轉運司市糧草。 9月15日詔仍令三司支解塩鈔五十萬緡付陝西路轉運司糧草。 (宋会要食貨39の30)
二年	2,420,000 (宋会要食貨23，謂此額自元豐3年始，所增鈔額，一十二萬貫，一半令三司封樁，一半與陝西都轉運司移用。)	2年8月丙申朔夏人寇綏德城，都監李浦敗之。 辛丑分涇原路兵為十一將。 (宋史15神宗本紀)
四年		4年秋7月庚寅西邊守臣言夏人囚其主秉常，詔陝西河東路計之。 丁未，大軍進攻米脂砦。 8月辛酉，夏人寇臨川堡，詔董氈會兵伐之。 丁丑，熙河經制李憲敗夏人於西市新城。 庚辰，又襲破於女遮谷。 庚戌，夏兵救米脂砦，鄜延經略副使種諤率衆擊破之。 辛亥，種諤又敗夏人於無定川。 10月丁巳米脂砦降。 庚申，熙河兵至女遮谷與夏人遇，



		<p>戰敗之。 乙丑，涇原兵至磨哆隘遇夏人與其統軍梁大玉戰，敗之。 庚午，環慶行營經略使高遵裕復通遠軍，种諤遣曲珍等領兵通黑水安定堡路，遇夏人與戰，破之。 乙亥，李憲敗夏人於屈吳山。 丁丑，曲珍與夏人戰於蒲桃山敗之。 11月丁亥，諸軍合攻靈州，种諤敗夏人於黑水。 己丑，李憲敗夏人於邏逋川。 辛卯，种諤降橫河平人戶，破石堡城。 辛丑，師還。 癸卯，涇諤至夏州索家平，兵衆三萬人，以無食而潰。 丙午，高遵裕以師還，夏人來追，遂潰。</p>
	五年	<p>5年正月辛亥，詔再議西封，以熙河經制李憲為涇原熙河蘭會安撫制置使，李浩權安撫副使。 3月壬寅邠延路副總管曲珍敗夏人於金湯。 6月辛亥朔，環慶經略司遣將與夏人戰破之。 戊寅，曲珍等敗夏人於明堂川作天源河。 9月丁亥，夏人三十萬衆寇永樂，曲珍戰不利，裨將寇偉等死之，夏人遂圍城。 乙未，詔張世矩等將兵救永樂砦。 戊戌，永樂陷。</p>
	六年	<p>6年2月丁未夏人數十萬州攻蘭州鈴轄王文郁率死士七百人擊走之。 3月辛卯，夏人寇蘭州。 丙申，河東將薛義，敗夏人於葭蘆西嶺。 戊戌麟府州將郭忠詔等敗夏人於乜離抑部。 己亥，河東將高永翼敗夏人於真脚流部。</p>

			<p>4月甲子, 李浩敗夏人於巴義谿。 5月甲午, 夏人寇蘭州, 右侍禁韋定死之。 是月, 夏人寇麟州, 知州砦虎敗之。 6月乙亥朔, 夏主秉常請修貢許之。 戊寅, 詔陝西河東毋輒出兵。</p>
	七年		<p>7年正月癸丑夏人寇蘭州, 李憲等擊走之。 5月癸巳, 夏人寇延州, 安塞堡, 將官呂真敗之。 6月丙子, 夏人寇德順軍, 巡檢王友死之。 9月乙丑, 夏人困定西城, 熙河將秦貴敗之。 10月乙亥, 夏人寇熙河。 乙未, 夏人寇靜邊砦, 涇原將彭孫敗之。 11月丁酉朔, 寇清邊砦, 隊將白玉, 李貴死之。 甲辰夏國主秉常遣使來貢。 (以上宋史16神宗本紀)</p>
哲宗	元祐 元年	2,000,000	<p>元年2月庚午禁邊民與夏人為市。 庚辰, 夏人入貢。 5月, 庚申, 夏人來賀通位。 7月, 乙丑, 夏國主秉常卒。 庚午, 夏國遣使賀坤成節。</p>
	二年		<p>2年正月乙丑封秉常子乾順為夏國主。 3月戊辰, 夏人遣使入謝。 5月癸丑, 夏人困南川砦。 7月辛亥, 夏人寇鎮戎軍。 8月癸巳, 以夏國政亂主幼, 強臣乙逋等擅權逆命, 詔諸路帥臣嚴兵備之。 辛丑, 涇原言夏人寇三川諸砦, 官軍敗之。 9月己未, 夏人寇鎮戎軍。</p>
	三年		<p>3年3月乙亥, 夏人寇德靜砦, 將官張誠等敗之。 6月辛丑, 夏人寇塞門砦。</p>
	四年		<p>4年正月甲申, 以夏人通好, 詔邊</p>

		<p>將毋生事。 2月乙卯，夏人來謝封冊。 12月甲寅，減鄜延等路戍兵歸營。</p>
五年		5年7月乙酉，夏人來議分画疆界。
六年		<p>6年4月辛丑，夏人寇熙河·蘭岷·鄜延路。 8月乙卯，夏人寇懷遠砦。 閏8月壬戌敵劄陝西河東諸路邊備。 9月丁亥，夏人寇麟府二州。</p>
七年		<p>2月丁卯詔陝西河東邊要進築守禦城砦。 8月己未，詔西邊諸將敵備毋輕出兵。 10月丁卯，夏人寇環州。</p>
八年		<p>8年4月丁未朔夏人來謝罪，願以蘭州易塞門砦不許。 (以上宋史17哲宗本紀)</p>
紹聖 元年		元年正月丙申，夏人遣使來貢。
三年		<p>3年2月癸亥，出元豐庫緡錢四百万於陝西，河東糴邊儲(已見前)。 丁亥，夏人寇義合砦。 3月癸巳，夏人困塞門砦。 8月辛酉夏人寇寧順砦。 10月壬戌，夏人寇鄜延陷金明砦。 戊辰，詔被邊諸路相度城砦要害，增敵守備。</p>
四年		<p>4年正月甲午涇原路鈐轄王文振敗夏人於沒煙峽。 2月丙寅，夏人寇綏德城。 3月壬戌，夏人犯麟州神堂堡出兵討之，及進築湖山砦。 庚午，夏人大至葭蘆城下，知石州張構等擊走之。 辛巳，西上閣門使折克行破夏人於長破川。 4月庚子，知保安軍李沂伐夏國，破洪州。 壬寅，環慶鈐轄張存入塩州，俘戮甚衆，及還，夏人追襲之，復多亡</p>

			失。 甲辰，置克戎砦，平夏城置靈平砦。 6月丁酉，環慶路安疆砦城。 8月乙卯，出元豊庫緡錢四百万付 陝西広羅（已見前）
元符	元年	是年十月三省言解州塩池為水衝注。 (宋会要食貨24の32)	元年2月戊申知蘭州王舜臣討夏人於塞外，築興平城。 3月丙辰，米脂砦城。 10月，己亥，夏人寇平夏城。 (以上宋史18哲宗紀)

以上の表に列した宋と西夏との紛争事実を見て吾々は、解塩鈔の歳額は英宗の治平以後に増加し、増加したあとは大幅に減少することはない、その増額の主要な原因は辺境の不安定ということを明瞭にすることができる。沿辺の糧草は需要が急であり、解塩は陝西の糶買を応副する主要な資源であった。従って歳額を決して減少することはできなかったのである。元豊4、5年にやはり戦時があったのに、なぜ李稷はまた鈔額を減ずることを請うたのか？三司が斟酌して給鈔した時に、鈔額の半分を減じたその理由はどこにあるのか？これらの問題に対して、幾つかの方面に分けて説明することができる。すなわち、熙寧以来鈔価が安いことによって受けた影響は極めて大きく、能力を出しつくして努力はしたが、初めは虚鈔を収めることしかできなかった。以前の教訓がまだ目の前にあるのに、自ら再び前轍を踏んでもらいたくはない。時に乗じて治めても、もっと発展すれば制止できなくなってしまう。これは一方面的理由である。その次は則ち、神宗は歴年の恥辱のために苦慮して、何かの方法で報復することを考えた。元豊庫を設置して、諸路の蓄積、残余の分及び常平錢物をもって、すべて封樁のものとしてこれに納めさせた。即ち、有事の際の準備となしたのである。しかも国家の財賦は、王安石の整理を経てなお余りがある、必要時には応副できた。<sup>(27)</sup>紹聖3、4年の陝西河東方面の糶買の錢は、即ちこより出しており、当時は確かに余りがあることは証明できる。元豊5年に

(27) 元豊庫可参考『宋史』165職官志太府寺下。

解塩で軍儲を計置するのに鈔は半減し、陝西の糧草の糶買に応副するのに、『宋会要』食貨24元豊5年8月3日の条によれば尚書戸部の方法は「其逐路糶買糧草錢，即於減罷椿還陝西見錢鈔末塩錢内，隨分数與逐路令商人入便」とある。これは則ち当時はまだ方法はなく、特殊な情況であって、吾々はただこれを例外として見なくてはならない。

要するに、范祥以後、鈔法は日に日に衰壞に趨ることとなるが、何も憚るところはない。衰壞の主要な原因は、鈔の濫発であり、濫発によってその価格は安くなった。濫発の原因は、一方面は辺事の多発であり、別の一方面もまた鈔を用うるに全く節制がなかったことであつた。元豊初年に飢饉を救済するために塩鈔を用い、軍需の国計も塩鈔が資けないことはなかつた。<sup>(28)</sup> 陝西路の軍兵の給料もまた半分は塩鈔を与えており、その濫発の様子はこのようで、鈔法の衰壞は当然の帰結であつたと言える。

## 第五章 鈔塩制及び其の機能の変転

### 一 鈔塩制の機能変転の外観

北宋の引鈔塩制は、宋初から始まり宋の哲宗の時に至って止められた。主に沿辺の糧草の糶買を応副するものであつて、従つておよそ制度の変更は、根本的に辺患と一息一息が関連を持っている。辺事の緊張によって、糧草の需要の急迫と浩繁さを引き起こし、再び急需による糧草の価格高騰を引き起こすことによって、その代わりとして鈔と塩の価格が下がった。宋の徽宗以前にあつての解塩制度の屢々の更改は、みな蠶織と塩価の均衡を維持するため、必ず供給が不足しないように努め、軽すぎたり重すぎたり弊には至らなかつた。吾々が宋の徽宗の崇寧以前の引鈔塩制を探究

(28) 北宋張舜氏『画漫録』卷1「逮至熙寧，辺事稍動，用抄日増，元豊初年，賑饑亦用，自爾軍需国計，無所不資，商賈入京値折，於金部歲出見錢三千万貫（「千」字恐為「十」字之誤）買抄以權，見錢不繼，抄法陵削，治塩水冷，解池遂失所利，原天時人事，符合如此良可歎息。」

(29) 『宋会要』食貨24紹聖3年10月4日戸部言「欲依都省筭子，兪陝西路軍兵糶錢，取情願許半給塩鈔」。

してみれば、以上のような結論を得られる。

宋の徽宗の崇寧以後に至って、蔡京が政権を執ってから大いに鈔法を改め、その情況は以前とは遙かに異なっている。鈔塩錢を国家の主要な収入として、鈔塩制を東南で極力推行し、東南六路のこれまでの官般官売の制を廃止し、塩利の収入はすべて中央政府に集中するようにした。權貨務が鈔塩錢収入の総元締となり、鈔塩錢の用途はただ沿辺の糶売にしか応副するのではなく、軍事の需要、宮闈の服御に至るまで大半は塩から資金を取った。塩賦が国家財政上に占める任務は、これから以後益々顯著で、益々重要なものとなった。宋の徽宗以前にあっては、塩賦の収入は少なくないが、その用途は局部に限られ、官般官売制度の下での塩は、主に地方の歳計に応副されていた。例えば東南淮浙の塩は、『宋会要』食貨23の10に載したその歳額によれば、

「末塩六百七十九万五千四百四十貫二百六十文，收到錢除有応副淮浙買塩支用錢外，並係赴軍資庫送納鈔錢。祖額二百四十万四千三十四貫五百文，其鈔額錢準勅封椿，準備支還河北糧草餉錢。」

とある。

則ち、東南淮浙の塩で沿辺の糶買に応副するものは、総数の1/3有奇に過ぎない。その他の闈・広・川塩は、大凡全部を地方歳計に応副していた。崇寧年間に蔡京が改制して以後、東南六路の官般法は廃止されて客鈔が通用し、「塩鈔盡歸於權貨務，不在州縣<sup>(1)</sup>」とある。

北宋末南宋初の人胡安国の『恤民篇』によれば、

「祖宗時，以義為利，四海無困窮之苦，天祿永安，所利大矣。姑以塩法論之，行於西者，與商賈共其利，行於北者與編戶共其利，行於東南者，與漕司共其利，大計所資，均及中外，所謂以義為利也。崇寧首變此法，利出自然者，禁而不得行，則解池是也。利在編戶者，皆入於官府，則河

(1) 此為南宋陳傅良語見『止齋文集』20吏部員外郎初對劄子第2，又第52樓鑰所撰宋故宝謨閣待制贈通議大夫陳公神道碑，亦引此語，此神道碑見樓鑰攻媿集95。

朔是也。利通外計者悉歸於朝廷，則六路是也。<sup>(2)</sup>

とある。

胡安国のこの語は、崇寧以後の鈔塩制の精神と崇寧以前のそれを極めて簡明に説明しているものである。胡安国の前の大観4年(1110)に侍御史毛注の奏があり、これもまた参考として提供できる。

「崇寧以来、塩法頓易元豊旧制，不許諸路以官船廻載為轉運司之利，許人任便用鈔請塩，般載於所指州県販易，而出売州県用為課額（下略）」とある。

また言って、

「朝廷自昔謹三路之備，糧儲豊溢，其術非他，惟鈔法流通，上下交信。東南末塩塩為河北之備，東北塩為河東之備，解池塩為陝西之備，其錢並積於京師，隨所積多寡給鈔於三路，至京半支見錢，半支銀絢絹。陝西解池塩鈔則請解塩，或泛給鈔，亦以京師錢支給。惟積錢於京師，鈔行於三路，至則給錢，不復滯留。當時商旅皆悦，争運糧草，入於辺郡。商賈既通，物価亦平，官司上下，無有二価，斗米止百余錢，束草不過三十，辺境倉廩，所在盈滿。自崇寧来，鈔法屡更，人不敢信，京師無見錢之積，給鈔数倍於昔年。鈔至京師，無錢可給，遂至鈔直十不得一，辺郡無人入中，糶買不敷（下略）」<sup>(3)</sup>

とある。

毛注のこの奏は、蔡京を弾劾するためにその辞は若干甚し過ぎるが、蔡京が鈔法を改めた結果については下文で再び討論を行う。ただ毛注が、蔡京が鈔法を改めたのについて論じて以後、その制は以前のものとは違うこと、則ちこれは極めて明白な事実である。

要するに、崇寧以後の鈔塩制は、その目的はみな沿辺の糶買を応副することではなく、客鈔の法を用いて塩息錢を中都に集中させて、轉運司の支

(2) 原文見胡寅『斐然集』25先公行状、煇案・胡安国字康侯，諡文定，建州崇安县人，胡寅其子也。紹興元年12月除兼侍講，安国辞，不許，献時政論，遂行，恤民篇即其中一篇也。

(3) 俱見『宋史』182食貨志塩中。煇案・『宋史』348毛注伝注字聖可，衢州西安人。

配権を失わせることを考えていた。同時に「貼納」「対帯」「循環」など種々の方法で商人から搾取し、提挙塩事司が則ち州県を督促して歳ごとに季額を比較させる令を厳しくし、これをもって中枢の「貫朽銭流」の目的を達成させることを求めた。商賈の「折閱」と人民の労苦と怨嗟に対しては、則ち顧りみない。蔡京の鈔法の弊害はここにある。彼が後世の人々から唾罵された原因もここにある。

しかしながら、この種の変転についてもその理由はある。吾々は蔡京個人かその徒党の者を咎め、全部を彼のせいにはしない。そこでその跡をたどって、その変転の原因、及びその変転の時代の要求を探究しなければならない。換言すれば、即ち当時なぜこのような改制をしなければならなかったのか。蔡京個人について調べなければならないが、同時にやはり蔡京がこの種の改制を措置したその時代背景を理解しなければならず、所謂人を知って世を論じ、両者ともにみな同様に重要なことである。いま、その変転の原因を更に探究していく。

## 二 鈔塩制変転の要因

変転の要因について、いま二つの方法に分けて説明する。一つは環境方面で、時代の要求に即して変化しなければならない。一つは人事方面で、時代の要求に適応する過程の中で新たに欲望と欲求とが生まれ、変遷の中で必然的に噴出されるものである。

(1)環境方面 解池は元符元年(1098)の秋雨のために壊れ、涑水河、姚暹渠、樊家堰などの所には人々が南岸を盗決して淡水が解池に入れられたので、塩の生産ができなかった。<sup>(4)</sup>解池はすでに欠産し、もとの解池の通行地分には、元符元年10月17日に詔して京東、河北塩を許し、陝西路にはまた河中府解州の諸小池の塩、同華等州の私的な土塩、階州の石塩、通遠軍、岷州の官井監塩を通行することを許した。<sup>(5)</sup>塩池は既に壊れ、解塩をもって

(4) 見『宋会要』食貨24元符元年10月1日三省言、及元符2年9月11日右司郎中徐彦孚言。

(5) 見同上。



基礎と為していた鈔塩制度は根本から動揺した。塩によって鈔を出す、鈔があっても塩が無い。沿辺の糶買は勿論問題となつて、商人が得た鈔は如何に処置するのであろうか？変法しなければ時代の要求に適応できない。解池の欠産の初期には、政府の方があれこれ迷つて施策がなく、従つて屢々その制を変え、范祥の旧制に回復しないし、また古いものを退け、それかと言つて新しいものを創出することもしなかつた。『宋会要』食貨24崇寧元年7月29日の臣僚の奏を見れば、

「陝西用解塩為鈔，范祥旧法，以鈔代錢，免重齎乾没之患，以錢糶買，無估價高下之弊，後來増損，寢失元意，中間已五立法，塩池之壞，亦四改更，今已五歲，(1098—1102)，又三變易，民間無所適從，每一改更，法未及行，鈔未及用，辺商入中方在道，已復變矣。况為五六令（「令」一作「合」）同川交子以乱之，縦私土塩以奪之耶！願詔有司，講求旧法，無容輕改，則民聽不惑，久而無弊。」

とある。

これによつて当時改易が多く、しかも終始良い方法がなかつたことを知る。この種々の改易の試みは、その過程の中で必ず出てくるが、ただ崇寧元年の環境では、范祥の旧制に回復することが不可能ではないことを、一般の臣僚は殆どまだ理解していなかつた。范祥の鈔塩制が根拠とした基礎は已に改変され、昔の制度で如何にこの時の環境に適応できるのか、だから蔡京の改制は、実は環境の需要から出たものである。

(2)人事方面 人事方面では、まず先に蔡京個人について少し明解にしなければならない。蔡京がやったことについては『宋史』472の蔡京伝にあるのでここでは詳及しない。ここで説明したいことは、蔡京と鈔塩制に関する方面で、特に蔡京の変法の目的、及び彼がやむを得ず変法を実施した種々複雑な要因に重点を置く。『宋史』本伝によれば、蔡京は崇寧元年に曾布に代わつて右僕射と為り、2年正月に左僕射に進んで、彼の措置は崇寧元年から始められ、宗室・冗官・国用・商旅・塩沢・賦調・牧尹などの大政は、みな彼が設置した「講議司」から出された。「講議司」は一つの

設計機関と為り、設計を主宰する人物は多く蔡京の徒党であったが、蔡京一人で決めることではなかった。「講議司」については、下文で別に述べることにする。「講議司」の措置は、当然蔡京の同意を必要とするところであり、史籍では京と言われているが、「陰託紹述之柄、箝制天子」とあって、実は京は未だ曾て自分の行為を欲していないことはなかった。彼が為したことが時代の要求に適應しているかどうかに至っては別のことで、これについても下文でまた論述する。

蔡京本人は、実はひたすら大事を為して功をあげようとする人物で、鈔法の改更が当時の需要に適應したので、同時に彼の目的もまた「欲囊括四方之錢實中都、以誇富彊而固恩寵<sup>(6)</sup>」であった。馬端臨の『文献通考』24国用考2の言によれば、

『徽宗崇寧後、蔡京為相、增修財利之政務、以侈靡惑人生、動以周官「惟王不会」為說、每及前朝愛惜減省者、必以為陋。至於土木營造、率欲度前規而侈後觀、元豐官制既行、賦祿視嘉祐治平既優、京更增供給食料等錢、於是宰執皆增。京又專用豐亨豫大之說、諛悅帝意、始広茶利、歲以一百万緡進御、以京城所主之、於是費用寢広。其後又有奉率司、御前生活所、宮繕所、蘇杭造作局、御前人船所、其名紛如、大率皆以奇侈為巧。歲運花石綱、一石之費、至用三十万緡、牟取無芸、民不勝弊。時用度日繁、左藏庫異時月費緡錢三十六万緡、至是、衍為一百二十万緡。又三省密院吏員猥雜、有官至中大夫一身而兼十余俸者、故當時議者有俸入超越從班、品秩幾於執政之言。吏祿濫冒已極。以史院言之、三省供檢吏、三省幾千人(煇案・通考原無「吏」字、茲拋宋史179食貨志會計所增)。蔡京又動以筆貼於權貨務支賞給、有一紙至万緡者、京所侵私、以千万計(下略)<sup>(7)</sup>』

(6) 『統資治通鑑長編』拾補22崇寧2年12月丁未条注引『通鑑』統編語。煇案・南宋翟汝文『忠惠集』附錄孫繁『重刊翟氏公巽』埋銘亦謂、「崇寧初宰相蔡京……欲囊括四方之錢、盡實中都、意欲謂帝非相市(「市」疑「京」之誤)、他人莫能給用、則已可固位肆姦。」其意亦同。

(7) 此文在『宋史』179食貨志會計亦有所載、惟詳略與『通考』互異。煇案・趙翼(次頁へ続く)

とある。

これをみれば蔡京の人柄が想像できる。すなわちひげらかしを喜び、誇張を好み、財費を大切に心が全く無く、もっぱら物欲と生活の奢侈をもって皇帝を惑わし、優遇な厚俸をもって僚属を諂い、これをもって皇帝の寵愛と信用を広くし、これをもって朋党の支持を得ることを欲した。宋の徽宗は、初期にはなお節約を知っていたので頗る諍言を恐れていた。宋の周輝の『清波雜志』巻上に記載された徽宗は、玉璣や玉卮を用いていることを見れば分かる。このあと君臣は交々に贈り物をして、極めて奢侈淫靡となり、蔡京の住宅がまだ完成していないのに、徽宗は紫羅を万匹賜って轡幕を製造させ、蔡京本人も権貨務の数十万緡を取って徽宗に献じた。<sup>(8)</sup>

『宋史』472蔡京伝に、蔡京が『拔故吏魏伯劄領權貨，造料次錢券百万緡進入，徽宗大喜，持以示左右曰，「此太師與我奉料也」。擢伯劄至徽猷閣待制，京每為帝言「今泉幣所積，贏五千万』』と言っている。奢侈の様子は

『二十二史劄記25南宋取民無芸条云…『至徽宗時，蔡京当国，專用豐亨豫大之說，蠱惑上心，動引周官惟王不会為詞，遂至取民無芸，是時賦稅之外，有御前錢物，朝廷錢物，戸部錢物，裒斂各不相知，肆行催索。又「有大礼進奉銀絹，有瞻學羅本錢」，（煇案…此二語見『宋史』434蔡幼学伝）』亦可参考。

又南宋劉時舉『統通鑑』14嘉定9年12月条載江東計度轉運副使真德秀附奏論辺事「(上略)自蔡京倡豐亨豫大之說，王黼開応奉亨上之門，專以淫侈蠱上心，奢靡蠱国用，土木之功，窮極盛麗，花石之貢，毒遍江南，甚至内庭曲宴，出女樂以娛羣臣，大臣入侍，飾朱粉以供戲笑，於是荒嬉無度，而朝政大壞矣。……政宣小人，專務聚斂以搖根本，朱勣以貢奉搖浙右，李彥以括田困京東，蔡京改鈔法而比屋嘆怨，王黼創免夫錢，而諸路騷動，人不聊生，散為盜賊，雖微夷狄，亦必有蕭牆之憂。(下略)」此雖非專指蔡京之措施而言，然可以見宋徽宗時之侈靡，與剝削之出於必然。

(8) 宋周輝『清波雜志』巻上『徽宗嘗出玉璣玉卮以示輔臣曰，「欲用此於大宴，恐人以為太華」，京曰，「臣昔使虜，見有玉盤盞皆石晋時物，指以示臣，謂南朝無此，今用之上壽，於理無嫌。」徽宗曰，「先帝作一小台数尺，上封事者甚聚，朕甚嘉之，此器已就久矣，懼人言復興。」京曰，「事苟当於理，人言不足卽也。陛下当亨天下之養，区区玉器，何足道哉」，其不能忠，大率如此。』煇案…明薛应旂『宋元通鑑』48崇寧元年7月戊子条亦引此事。

(9) 宋莊綽『雞肋編』巻中「時其居尚露土木，賜紫羅万匹，使製轡幕，而京之献遺亦数十万緡，後戸部侍郎王蕃發之，究治，皆權貨務錢也。」

このようであり、何をもって償うのであろうか？葉適は自らが著した「財総論」の中で、

「崇觀以来、蔡京專国柄、託以為其策出於王安石・曾布・呂惠卿之所未工、故變鈔法、走商賈、窮地之宝、以佐上用、自謂其蓄藏至五千万、富足以備礼、知足以広楽、百侈並鬪、不幸党與異同、屢復屢變。<sup>(10)</sup>」

と言っている。

これは則ち、蔡京は鈔法を変えて錢を中都に集中させ、なお外の要因も含めるが、一方では権貨務に沢山の貯積をさせて、これをもって彼の成績を誇り、また君主に宰相は蔡京でなければこのような成績を成就することはできないと信じさせ、則ちそうすることによって彼の地位を強固なものとした。別の一方では贅沢のし放題で、そうしなければ必ず困難が多くて手が回りきらなく、種々の費用を応副できなかったからであろう。

また崇寧の初めに夏人の侵入があったが未だ止まず、費用は勿論已に不足していた。蔡京が政治を担当するに当たって、彼は疆土を開拓して功を建てたいと願った。陝西路方面では兵を湟に用い、崇寧2年4月に湟州、3年4月には鄯州、4年3月に銀州、大觀2年4月に洮州を回復して、蔡京はつねにこれによって昇級した。しかし国境地域は遠く、やる気があっても及び難く、得るところより失うところの方が多い。築城して駐戍すれば費用は益々多くかかり、しかも冀州では大觀3年6月に河水がまた横流した。<sup>(12)</sup>当時の種々の巨費は、多くは売鈔によって償ったが、陳次升の『謙論集』の徽宗に上げた各奏を見れば、塩鈔錢と国用との関係及び当時の財政の拮据の状況が見え、彼の「上徽宗論中都費用状」には、

「臣聞元豊庫昔年所積財帛甚多、近歲閔辺、支遣殆盡、権貨務全籍売鈔、如聞売鈔之金、已是窘乏、都商務近来商旅稀少、歳課不登、且国家外有戎狄之費、内有河防之患、百宮之俸給、軍旅之衣糧、凡百用度不貲、

(10) 見葉適『水心先生文集』卷4財総論2。

(11) 見『宋史』19及20徽宗本紀。

(12) 見同上書卷20徽宗本紀。

而利源闕乏，府庫空虛，以至於此，不可不慮。伏望朝廷早賜講求利害，以通貨財，以實倉庫，毋使倉卒之間，不足於用，以貽國患。」

といている。また「上徽宗収湟州狀」にも、

「(上略)如聞陝西路新築城寨，每歲所費不貲。而湟州一年，自費二百八十余万，未審何処糧儲，可以供贍？有何錢物，可以応副？……河北路黄河決溢之後，民多流移，甚是凋敝。<sup>(13)</sup>」

と言っている。

要するに、蔡京の「崇寧初首興邊事，用兵連年不息<sup>(14)</sup>」から、財政は甚だ拮据した。虞策が徽宗に上げた奏によれば、「中都經費，歲六百万，與天下上供之數略相当」とあって、しかも「諸道隨一月所須，旋為哀會，汲汲然不能終日。<sup>(15)</sup>」とある。この種々の情況の下では流れは既に節約できなく、源はまた開いたままで仕方なく、主として塩から償いを取った。従って蔡京の鈔法の変転及び屢々の更易は、みな理由がないわけではない。吾々は当時の環境を根拠として自然に出てきたもの、或いは人為的に起きたものに分別して以上のように明解にした。鈔塩制の変転について、吾々はその錯綜して複雑な各方面の関係を、種々の理由があって、この変転が必然的に出されたことを明瞭にすべきである。これは勿論蔡京本人と関係があるが、その実はまた蔡京はやむを得ずこのようにした要因も存在していた。

(13) 上徽宗論中都費用狀及上徽宗論収湟州狀俱見陳次升『讜論集』卷2，惟何年所上，不得而詳，觀其文義，當在大觀政和間。

(14) 語見『宋史』351趙挺之伝。

(15) 『宋史』355虞策伝言策「入為吏部尚書，奏疏徽宗請均節財用」，曰，「臣比在戶部見中都經費，歲六百万，與天下上供之數略相当，嘗以祖宗故實考之。皇祐所入，總三千九百万，而費纔三之一，治平四千四百万，而費五之一，熙寧六千六十万，而費盡之，今諸道隨一月所須，旋為哀會，汲汲然不能終日，願深裁浮冗，以寬用度。」云云。